

# 高齢者福祉証 を交付(切替) しています



**町** では70歳になられた方を対象に、町内の入浴施設の利用に際して助成を行う「入浴助成事業」や、交通の利便性を図るための「福祉バス事業」を実施しています。

これらのサービスの利用に際しては、サービスを利用できる対象者であることを証明するものとして対象者の皆様に「高齢者福祉証」をご利用いただいています。

**高齢者福祉証の申請方法**  
対象になられる方へは、70歳誕生日の前月に八ガキによりご案内をしていますので、八ガキが届きましたら、写真(縦3cm×横2.5cm)と印鑑を持参のうえ本庁健康福祉課、洞爺湖温泉支所及び洞爺総合支所住民係いずれかの窓口へ、誕生日以降にお越しください。

誕生日が土曜・日曜・祝日の場合は恐れ入りますが、翌月曜若しくは翌開庁日の交付となりますのでご了承願います。

高齢者福祉証の受領や切り替えを忘れていませんか？  
以下に当てはまる方はご遠慮なく役場窓口までお越しください。

案内後、まだ「高齢者福祉証」を受領していない方、「高齢者福祉証」を紛失した方、「虹田町高齢者福祉証」から「洞爺湖町高齢者福祉証」への切り替えが済んでいない方、「洞爺村いこいの家入館無料証明書(但し、70歳以上に限る)」もしくは「洞爺村道南バス乗車証」から「洞爺湖町高齢者福祉証」への切り替えが済んでいない方。



# 高齢者入浴 助成券販売

**高** 齢者の皆さんにご利用いただいている「高齢者入浴助成券」は、4月1日より「平成20年度用の高齢者入浴助成券(新券)」に変わりました。新券の販売は、本庁健康福祉課、温泉支所、洞爺総合支所住民係で行っていますので、お知らせします。

**新券購入価格**  
1枚100円

**新券購入限度枚数**  
1カ月15枚(3カ月分45枚まで、まとめて購入できません)

平成19年度の高齢者入浴助成券交換のご案内  
平成19年度中に購入された「高齢者入浴助成券(旧券)」は、4月1日以降はご利用できませんので余ってしまった方は新券と交換してください。

入浴される皆さんへお願い  
入浴助成券を購入されるとき、また入浴の際には、ご本人であることを確認させていただき、必ず「高齢者福祉証」の提示をお願いします。

一般入浴回数券等について  
町民の皆様にご利用いただいている「一般入浴回数券(大人・小学生・幼児)」につきましては、券の変更(交換)はありませんので、既にご購入されている券は継続してご利用できます。また、同様に「松の湯・いこいの家専用入浴回数券(大人・小学生・幼児)」につきましても、継続してご利用できます。

